

令和2年度要望書

【要望件名】 1 農道橋梁及び林道橋梁の長寿命化対策の推進について	要望先	国：農林水産省
		県：農林水産部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津坂下町が管理する農道橋梁は3橋、林道橋梁は2橋あり、そのうち釜屋橋（農道）は供用開始から40年以上、気多宮橋（林道）は20年以上経過しており、平成25年度に福島県が実施した点検診断では「早急に補修を必要とする」との結果が出たものの、自主財源が確保できないことから、補修が出来ていない現況にあります。

また、磐越自動車道の跨道橋である本名橋（農道）は、「NEXCO関係会社高速道路防災対策等に関する支援基金」を活用し、平成26年度及び平成27年度に定期点検、修繕を実施いたしましたが、令和元年度の定期点検費用は助成額の上限を超え、超過分について自主財源が確保できないことから、5年に1度の定期点検を延期せざるを得ない状況にあります。

平成25年11月にはインフラ長寿命化基本計画が策定され、地方公共団体は、農道施設及び林道施設の現状把握をするとともに、これを踏まえた施設毎の対応方針を定める「個別施設毎の長寿命化計画」を令和2年度までに策定し、5年に1度の定期点検、維持、修繕により計画的に長寿命化を推進して行く必要があります。

しかしながら、橋梁の点検、修繕費用は管理する自治体に大きな負担となることから、財源の確保が喫緊の課題となっております。

橋梁の状況



(気多宮橋)



(本名橋)

【要望事項】

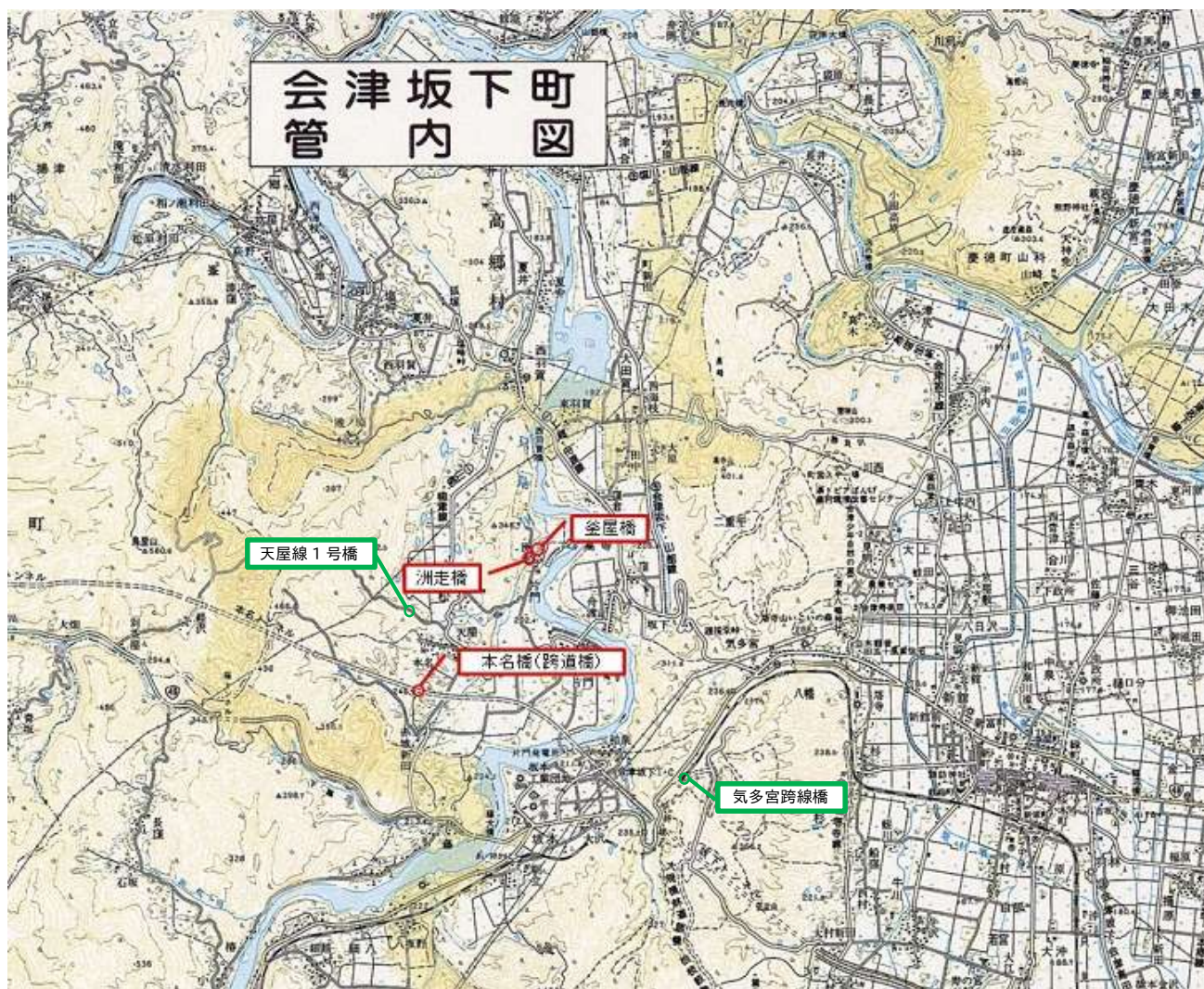
橋梁の定期的な点検、維持、修繕により計画的な長寿命化を推進していかなければならないことから、以下のとおり地元自治体に対する支援の強化を要望するものである。

- 1 老朽化した農道の保全対策事業である農地整備事業（通作条件整備）において、農道橋梁のみの点検や修繕等の補助事業ができるように見直しを図ること。
- 2 農地整備事業（通作条件整備）の要件である受益面積（合計50ha以上）を緩和すること。
- 3 林道橋梁の点検、維持、補修に関する補助事業の補助率見直しを図ること。
- 4 国庫補助金等の特定財源を除いた地方負担額について地方債（充当率100% 交付税算入措置）の導入を図ること。

【要望の達成効果】

橋梁が計画的に点検、維持、修繕されることにより、震災時における緊急輸送道路である高速道路及び重要な観光資源であるJR只見線に対する安全性を確保することができる。

◆要望箇所◆



令和2年度要望書

【要望件名】 2 小学校外国語活動・外国語科の支援について	要望先	国：文部科学省
		県：教育委員会
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

令和2年度から完全実施となる新学習指導要領において、新たに小学校3・4年生に「外国語活動」、5・6年生に「外国語科」が導入されることとなっております。

英語教育の教科化に伴う指導内容の高度化・指導時間の増加に対応するために、高度な英語指導力を備え、外国語教育の中核となる教員（専科教員等）を配置し、各学校のコーディネーターとして小学校教員への指導援助ができる体制を確保することは、喫緊の課題であります。

加えて、小学校英語の抜本的拡充をはじめとした、英語教育の充実に対応するためには、教員の確保・指導力向上だけでは十分に対応できない部分について、JETや民間のALT等、外部人材のさらなる活用が不可欠であります。

【要望事項】

児童生徒がグローバル化に対応できるよう、コミュニケーション能力と豊かな国際感覚を養い、もって学力の向上を図るべく、会津地域の全ての地域に専科教員の配置を行うよう要望するものである。

また、民間のALT等、外部人材のさらなる活用においても財政的支援を要望するものである。

【要望の達成効果】

社会の急速なグローバル化の進展の中で、英語力の一層の充実は極めて重要な問題である。これまでの英語教育の改革を踏まえ、会津地域の児童生徒の学力が向上することは、地域の産業・文化を支える新たな活力となる有望な人材の育成につながり、会津地域全体の活性化が図られるものである。

令和2年度要望書

【要望件名】 3 専門職大学の設置について	要望先	国：
		県：企画調整部・商工労働部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地域は古くから漆器、陶磁器、編み組細工といった伝統的工芸品や酒造業、観光業等をもとに発展してきたところであり、また、半導体企業をはじめとする先端技術関連産業や会津大学などの地域資源に加え、ICTを活用したまちづくりであるスマートシティ会津若松の取組の推進により、ICT産業も盛んになっています。

しかしながら、本地域においては、生産年齢人口の減少、特に高校や大学の卒業後の進学・就職による若年層の地域外への流出が進んでおり、今後、地域産業が持続的な発展を果たしていくためには、担い手の確保が喫緊の課題であります。加えて、産業構造の急速な転換や労働生産性の向上への対応が不可欠とされているなか、地域資源を活かした既存産業を革新し、地域経済を牽引していくためには、高度な実践力と優れた専門技能をもった人材の育成が必要であると考えます。

【要望事項】

会津地域に専門職大学を設置されるよう要望するものである。

【要望の達成効果】

職業人材の育成に伴い地域産業の振興や経済の活性化が期待されることに加え、地元で学び、地元で就職するという進学の受け皿として、さらには、新たな機関の設置により就業や雇用機会の拡大といった効果も期待できる。

令和2年度要望書

<p>【要望件名】</p> <p>4 野生鳥獣による農作物被害等減少に向けたライフル銃・スラッグ弾射撃場整備への支援について</p>	<p>要望先</p>	<p>国：農林水産省</p>
		<p>県：生活環境部・農林水産部</p>
	<p>事業主体</p>	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地方における野生鳥獣による農作物被害は、里山の手入れの遅れや耕作放棄地の増加を受けて、特に人家に隣接する農地においてツキノワグマやニホンジカ、イノシシ等による被害が増加傾向にあり、人身被害も発生しております。

このため、市町村が捕獲業務を委嘱している鳥獣被害対策実施隊（猟友会）へ緊急対応を要請し、大型獣に対する散弾銃のスラッグ弾（一発弾）の使用機会が増えておりますが、会津管内にスラッグ弾の実射訓練が可能な射撃場がなく、いわき総合射撃場、又は栃木県や山形県などの射撃場へ遠征し、ライフル銃については県内に訓練可能な施設がなく他県へ出向いた対応が必要なため、銃猟免許所持者の負担となっております。

野生鳥獣の緊急捕獲対応時のライフル銃やスラッグ弾の使用については、日頃から実射訓練による狩猟技術の向上が不可欠であり、ハンターの高齢化による遠隔地への実射訓練等の負担軽減を図るため、会津地方へのライフル銃・スラッグ弾射撃場整備は、会津管内市町村に共通する喫緊の課題であります。

【要望事項】

地元猟友会が事業主体として、会津若松市にライフル銃・スラッグ弾の実射訓練等が可能な射撃場の整備に向けて検討しているが、会員の高齢化等による会員数の減少により、猟友会の財政状況が厳しく建設費用の負担軽減が必要なことから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金に加えて、県の射撃場整備に対する新たな支援制度創設を要望するものである。（岐阜県や鳥取県などでは、県の補助金により射撃場整備を支援している）

【要望の達成効果】

会津地方では、原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響によるジビエの出荷制限が継続中のため、銃猟免許所持者の高齢化と新規取得者が増えない傾向にあるが、地元における射撃場の整備に伴い訓練等の利便性が向上し、質の高い有害捕獲従事者の確保と新たな銃猟免許取得者の増加で農作物被害の減少が見込まれる。

令和2年度要望書

【要望件名】 5 森林の再生による会津地方の活性化について	要望先	国：環境省
		県：農林水産部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

県土の4割近い面積を占め、豊かな自然環境に恵まれる会津地方は、県土の保全、水源のかん養、災害の防止、二酸化炭素の吸収等、多面的かつ公益的な機能を有し、県民の安全・安心な生活の向上に重要な役割を果たしています。また、その豊かな水と緑が織りなす美しい景観と地域固有の文化や交流の歴史は、当地方の貴重な地域資源となっております。

当地方の中山間地域においては、社会経済状況の変化による少子高齢化の進行と農林業の減退により、急激な過疎化が進み、地域産業の担い手不足、集落機能の低下などにより山林の手入れが行き届かず、森林が有する公益的機能の低下が大きな問題となっております。

また、会津地域の森林にも、平成23年3月に発生した原子力発電所事故による放射性物質の影響が見られ、中山間地域の収入資源であった、きのこ原木などの広葉樹の利用が制約されるという問題も発生しております。

【要望事項】

会津地方においては、木質バイオマス発電所が既に稼働し、森林資源の更なる活用に向けて、新たなロードマップが検討されているところであり、地元会津産材の安定供給を図ることにより、生産者を始めとした森林関係者全体にメリットが生ずることから、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望するものである。

- 1 会津材の安定供給について
 - ・未利用材等の搬出に関する支援
 - ・木材の安定供給のためのストックヤード等の整備に関する支援
- 2 森林資源の再生等について
 - ・放射性物質の影響が見られるきのこ原木林等の再生に関する支援
 - ・会津材供給により復興を支援する皆伐跡地の再造林事業の拡充
 - ・野生きのこ及び山菜の大きな分類または区域ごとの出荷制限の解除
- 3 森林資源を活用した地域活性化施策
 - ・森林資源の有効活用のための木質バイオマス利用の促進及びまきストーブやペレットストーブ導入への個人に対する補助率のかさ上げ等の支援拡大、木製品の開発・製造等に向けた更なる有効活用
 - ・会津産材の利用拡大に向けた木材生産拠点整備の推進

【要望の達成効果】

会津産材の安定供給を図ることにより、木材産業及び木質バイオマス関連事業の振興が図られ、未利用材資源となっていた間伐材等の利活用が進み、新たな雇用が促進される。森林整備の推進により東日本大震災以前の美しい森林環境の回復が図られ、地域産業の回復にも資するものである。

令和2年度要望書

【要望件名】 6 「ふくしま産業復興企業立地補助金」の事業継続について	要望先	国：
		県：商工労働部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

東日本大震災及び原子力発電所事故以降、産業の復旧・復興の取組みとして、設備の新增設と雇用創出を推進する「ふくしま産業復興企業立地補助金」により、これまで約4,400億円の新規投資と約6,300人の新規雇用を創出されてきたところです。また、国の施策では、新規立地を促進し、地域経済の活性化を図る「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」により、土地の取得を含めた新增設と併せて、雇用の創出がされてきたところであります。

本地域においても、国・県の補助金を活用し、新規の企業立地をはじめ、地場企業の増設が進められており、地域経済の活性化が図られている状況にあります。

一方で、中小企業を取り巻く経営環境は予断を許さない状況にあるとともに、これまで工場の新規立地や増設を牽引してきた「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が令和元年度をもって募集終了の見込であることから、企業力向上のための付加価値をプラスする新增設の動きを継続させる必要があります。

【要望事項】

本県の産業復興をさらに確実にし、首都圏からUターンする人材の雇用の場を確保するため、令和2年度以降においても、「ふくしま産業復興企業立地補助金」の継続を要望するものである。

また、さらなる雇用創出と産業集積に向け、貸工場や貸事業所などへの補助対象の拡大を要望するものである。

【要望の達成による事業効果】

医療機器関連へ参入を試みる企業の設備投資を促進するほか、東北の自動車関連企業の現地調達機会に参入するための設備投資が図られる。

令和2年度要望書

【要望件名】 7 被災地域における幹線路線バスに対する特例措置の継続等について	要望先	国：国土交通省総合政策局
		県：生活環境部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

地域における幹線路線バスは、マイカー利用の浸透や少子化等により利用者は長期的に減少傾向にありますが、児童・生徒や高齢者等の交通弱者にとって通学・通院等に不可欠な公共交通手段であることはもとより、市町村間を広域的につなぐ交通ネットワーク機能の中軸となる重要なバス路線であり、各自治体においては、国の地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）を活用しながら、県や関係市町村と連携・協力し、路線の維持・確保を図っています。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災により、地域の幹線路線バスは大きな被害を受け、利用者も様々な影響を受けるなど、路線の存続・維持が困難な状況になったところではありますが、国においては、被災した地域における幹線路線バスの存続を図るため、地域公共交通確保維持改善事業に特例措置を設け支援することとされたところであり、これにより被災3県については、平成23年度から27年度まで特例措置による支援を受けることで、厳しい環境が続いている中ではありますが、幹線路線バスの維持・確保を図ることができました。

平成28年度より、新たに応急仮設住宅からの距離基準を加え、幹線路線バスへの支援が行われておりますが、被災地域は避難されている方々が生活する応急仮設住宅が今なお存在し復興の段階にあることから、応急仮設住宅が存在する限り、幹線路線バスへの支援が必要な状況であります。

【要望事項】

被災地域は避難されている方々が生活する応急仮設住宅が今なお存在し復興の段階にあることから、応急仮設住宅が存在する限り、幹線路線バスへの支援措置を継続・延長するよう要望するものである。

【要望の達成による事業効果】

今なお、復興の段階にある会津地域において幹線路線バスの運行維持が図られることで、地域住民の生活の足が確保されるとともに、市町村間をつなぐ広域的な交通ネットワークが維持されることにより、会津地域全体の活性化が図られるものである。

令和2年度要望書

【要望件名】 8 再生可能エネルギーの導入推進について	要望先	国：
		県：企画調整部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

本県の復興に向けた主要施策として、福島を「再生可能エネルギー先駆けの地」とすることが掲げられているが、家庭や事業所等における再生可能エネルギー導入においては、支援制度の拡充が欠かせないものです。

家庭におけるエネルギーの自給率向上につながる住宅用太陽光発電システム導入補助については、当部会の構成市町村で独自の支援事業を継続しており、県の補助制度と併せて、導入促進を後押しするものとなっております。

また、再生可能エネルギーの活用に関する住民の関心は年々高まっていることから、今後も再生可能エネルギーに関する支援事業の継続が必要であります。

(住宅用太陽光発電設置例)



【要望事項】

再生可能エネルギーの導入促進には、行政からの補助が大きな後押しとなるため、県の住宅用太陽光発電システム導入補助制度を引き続き実施するよう要望するものである。

また、太陽光発電システムに限らず、他の再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入についても、同様の補助制度の創設や、市町村が行う補助事業に対しての財政支援等を検討するよう要望するものである。

【要望の達成効果】

地球温暖化防止や循環型社会形成、エネルギー源多様化等に寄与する導入促進が図られる。

令和2年度要望書

【要望件名】 9 医療費助成制度の現物給付導入に係る国民健康保険療養給付費等負担金等の減額調整措置の廃止について	要望先	国：厚生労働省 県：保健福祉部
	事業主体	
【要望を必要とする地域の現状と課題】 医療費助成制度には、償還払い方式と現物給付方式があり、市町村が現物給付方式で助成する場合は、国は国民健康保険療養給付費等負担金等を減額調整することとしております。 このため市町村の負担が増え、財政基盤の小さい自治体では実施できない状況にあることから、多くの市町村の医療費助成制度については、償還払い方式を採用している現状にあります。 医療費助成受給者の中には、収入が少なく、償還払いによる一時的な医療費負担が困難なため、現物給付方式への見直しを求める声が寄せられております。		
【要望事項】 市町村が医療費助成の現物給付方式を導入した場合の、国民健康保険療養給付費等負担金等の減額調整が継続される場合には、一部の県において実施されているように、県において減額相当の補助等に対応するよう要望するものである。		
【要望の達成効果】 受診する患者にとっては、現物給付方式であれば、窓口で医療費を支払う負担軽減が図られ、医療機関にとっては事務の軽減や過誤の防止等、リスクマネジメントの視点で有益である。 現物給付方式は、受給者の一時的な医療費負担を減らすことになり、早期受診による重篤化の防止につながり、総医療費を抑制する効果が期待できるものである。		

令和2年度要望書

【要望件名】 10 公的病院の救急医療・小児医療体制整備にかかる地方負担の見直しについて	要望先	国：総務省
		県：総務部
	事業主体	
【要望を必要とする地域の現状と課題】 <p>全国的に高齢化が加速し、今後高齢者の救急搬送患者が増加すると予測される中で、救急告示病院の減少が問題視されています。理由としては、救急病院の体制維持に係る人件費などの多額のコストに見合う診療報酬の措置がなく、救急体制をとることで病院経営を逼迫していることが挙げられます。</p> <p>会津西部地域の医療を支える福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院も、同じような問題を抱えながら会津西部に位置する唯一の第二次救急医療機関として病院機能を充実させ 24 時間体制で救急医療に取り組むとともに、当地域で唯一の小児科病床を有する病院として医療の提供を担ってきました。</p> <p>また、会津美里町の地域医療を支える福島県厚生農業協同組合連合会高田厚生病院においても、同じような問題を抱えながら町内唯一の第二次救急医療機関として病院機能を充実させ 24 時間体制で救急医療に取り組んでおります。しかしながら3町村が合併した会津美里町の地理的条件により、町南部から近隣市町村の医療機関を受診するためには移動に30分以上の時間を要し、公共交通機関もなく住民にとって大きな負担となっていることから、町内唯一の公的医療機関として医療の提供を担っている高田厚生病院に、町が助成することで地域医療を支えています。</p> <p>このような中、平成28年度から特別交付税の算定方法が変更したことに伴い、それ以前と比べて特別交付税が減額となっております。</p> <p>地域医療の維持は生活の根幹に関わることであり、その中核をなす公的病院への財政支援は必要不可欠であります。地方の財政状況は依然として厳しい状態にあります。特別交付税措置率が低減され地方負担が増える事態となれば、地方財政を圧迫し地域医療を維持出来ない状況となります。</p>		
【要望事項】 <p>地域住民に安全と安心を基本とする救急医療・小児医療提供ができる体制を確保するため、公的病院の体制整備を含め、不採算地区病院については地方負担が発生しないよう、制度の抜本的見直しを要望するものである。</p>		
【要望の達成効果】 <p>地域住民に対する救急医療と小児医療提供体制の継続と安定した運営の確保。</p>		

令和2年度要望書

【要望件名】 11 地域で分娩ができる医療体制の確保について	要望先	国：厚生労働省医政局
		県：保健福祉部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

医師不足は、全国的にも大きな社会問題となっており、特に産婦人科医師の不足は、会津に限らず、県内においても深刻な問題となっています。

会津西部においては、坂下厚生総合病院が、分娩を扱う唯一の医療機関として年間約100件の分娩を取り扱っておりましたが、平成20年4月から常勤医不在により産科が休診となり、平成22年9月から診療は再開したものの常勤医不足により、分娩の対応ができない状況にあります。

このため、会津若松市や喜多方市の数少ない分娩受入先に頼らざるを得なくなり、妊産婦の体力、精神的及び経済的負担のみならず、その家族にとっても大きな負担であります。

特に、奥会津地方（只見川流域町村）においては、分娩受入先までの距離・所要時間が増大するなど、この地方で暮らす若者の不安要因となり、少子化対策を含めた地域振興を大きく阻害するものとなっております。

住民生活の安全・安心確保及び少子化対策には、地域医療体制の充実が不可欠であり、産婦人科医師の十分な確保により、妊産婦が将来にわたり安全に安心して分娩ができる体制の整備が求められております。

【要望事項】

地域住民が安全に安心して分娩ができるよう、産婦人科医師の確保など、地域の周産期医療体制の整備・確保を要望するものである。

【要望の達成効果】

身近な地域における安全・安心な分娩が確保され、地域住民の生活環境の向上に資するものである。

令和2年度要望書

【要望件名】 12 県立宮下病院の早期建て替えと医師の確保・代診医派遣事業の充実と継続について	要望先	国：
		県： 保健福祉部・病院局
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

奥会津地方（三島町・金山町・柳津町・昭和村）は、県内でも全国でも屈指の高齢化率の高い地域であります。

生活圏では、会津坂下町、会津若松市との関わりが強いものの、会津坂下町には車で20分から1時間20分、会津若松市には40分から1時間40分の時間を要し、直通のバスはなく、鉄道も平成23年7月の豪雨災害で被災したJR只見線が一日6往復のみ運行しているへき地であります。

このような状況の中、福島県立宮下病院では、診療圏唯一の病院として、内科、外科の医療機能を確保しながら圏域内の国保診療所へ代診医を派遣し、第二次救急医療機関に位置づけられる救急協力病院として、積極的に救急患者を受け入れており、地域の中核医療機関として地域住民の信頼と期待を集めているところであります。しかしながら、平成29年4月からは、常勤の内科医が1名減員となり、さらに、平成31年4月からは常勤の内科医が1名減員となり、常勤医3名（内科2名、外科1名）の体制となっております。

今後介護と医療の提供体制が強化される中、県立宮下病院との医療連携を念頭に、金山町、柳津町、昭和村では特別養護老人ホームの増床をそれぞれ30床完了しており、さらに県立宮下病院の担う役割は増している状況にあります。

また、老朽化している施設は、継続的に補修や改修はされておりますが、抜本的な対応が必要であります。

【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じるよう要望するものである。

- 1 老朽化した宮下病院の建て替えを前提に、へき地医療の拠点病院として、人工透析治療ができる機器の整備を含めた機能強化を図ること。
- 2 県立宮下病院の常勤医師は本年4月には3名となったが、平成28年度と同数の5名体制に戻し、整形外科等の非常勤医師を確保しながら、診療体制の継続と充実を図ること。
- 3 「第7次福島県医療計画」における「へき地医療支援システム」を堅持し、代診医派遣事業の充実と維持を図ること。

【要望の達成による事業効果】

県民が等しく安定した医療を受ける機会を確保することにより、地域住民が安心して暮らせる、また、Iターン、Uターン者等の町村外からの転入者の定住の基本的な環境が整えられる。

令和2年度要望書

【要望件名】 13 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害への対応について	要望先	国：厚生労働省
		県：保健福祉部・教育委員会
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、平成22年度における国の臨時特例交付金事業として全国的に接種が実施されてきたところであり、平成25年4月に定期接種となったものの副反応報告が相次いだことから同年6月には積極的接種の勧奨をしないこととされ、現在に至っております。

子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状につきましては、会津若松市が接種を実施した3,105名に現在の健康状況についての調査を行ったところ、回答いただいた1,577名のうち、接種後の症状が現在も継続している方が41名（うち通院中の方が19名）いることが明らかになりました。

このため、会津若松市では、予防接種の実施主体者として、予防接種法等に基づく救済がなされるまでの間の医療費等の支援制度を平成27年度に創設し、支援を行ってきたところであります。

会津若松市における子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状が継続されている方の人数からみて、全国的にはさらに多くの方が接種後の症状に苦しんでいるものと推察されることから、接種を推進されてきた国の責任として、健康被害が生じている方本人及び保護者の経済的・精神的な負担を少しでも軽減するための取り組みが一層必要です。

【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じるよう要望するものである。

- 1 予防接種法等に基づく救済制度について、申請手続きの煩雑さに対する苦情も寄せられていることから、より一層の迅速化はもとより、必要な医療を容易に受けられるよう手続きの簡素化を図ること。
- 2 救済制度について、医療費及び医療手当については定期接種と任意接種における格差の解消は図られたが、今後、障害年金等の格差解消や精神的な負担に対する補償制度創設の検討を行うこと。
- 3 子宮頸がん予防ワクチンの有効性及び安全性の評価に関する疫学研究を実施されているところだが、併せて副反応に関する原因究明及び治療法の研究の一層の推進を図ること。
- 4 子宮頸がん予防ワクチンによる健康被害を生じた方について、進学等の希望する進路実現を図るため、症状の改善に併せて教育機会の確保が図られるような制度を構築すること。

【要望の達成による事業効果】

- 1 子宮頸がん予防ワクチンによる健康被害を生じた方の精神的・経済的負担の軽減につながる。
- 2 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防することを目的とした「予防接種制度」の信頼性が維持（確保）されること。

令和2年度要望書

【要望件名】 14 会津地域への町・村教育委員会への指導主事の配置について	要望先	国：
		県：教育委員会
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

会津地域の小中学生の学力は、平成28年度実施の全国学力・学習状況調査の結果では、全国平均を下回る本県平均よりさらに下回る状況にあり、学力向上が喫緊の課題となっております。

このことから、会津地域の教職員の指導力の引き上げはもとより、児童生徒の学習意欲の向上や、各家庭での教育力の向上が不可欠・急務な状況にあります。

一方、会津地域の各町村は、農林業を中心とする農村を多く抱え、また、兼業農家の割合も高いことから市町村税などの独自予算の確保が難しく、地方交付税への依存が高い地域となっており、指導主事の配置などに係る予算の確保にも苦慮しております。

更に、高齢者率も高く、医療費、社会保障費への財政支出も多くなっており、町村単独の予算で指導主事の派遣を継続することが困難な状況が続いております。

また、少子化により小・中学校の統廃合も進み、教師の資質向上の機会の確保も不十分であり、指導力の低下についても懸念されるところであります。

このように、社会情勢が激しく変化をする中で、児童を取り巻く環境も複雑化し、いじめや不登校児童の増加、中学生の自死事件の発生など、迅速に高い見識による対応が求められる状況にあり、指導主事の教育委員会への常駐が欠かせないものとなっております。

外部講師による指導力向上講習会



【要望事項】

教職員の指導力の向上と児童生徒の基礎学力の向上が図られるよう、県の予算・事業により、会津地域の全教育委員会へ、指導主事の配置を行うよう要望するものである。

【要望の達成による事業効果】

会津地域の児童生徒の学力が向上することは、地域の産業・文化を支える新たな活力となる有望な人材の育成につながり、会津地域全体の活性化が図られる。

令和2年度要望書

【要望件名】 15 福島県立川口高等学校の充実について	要 望 先	国：
		県：教育委員会
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

1 地域に根差した高校の存続について

県立川口高等学校は、平成29年度に1学年1学級規模の本校としての存続が決定されました。しかしながら、生徒数の確保については今後も困難な状況が続いていくことが見込まれます。地域とともにある学校として、さらなる教育環境の充実及び学校の魅力向上が必要であります。

2 個に応じた指導の充実に向けた講師の加配について

県立川口高等学校を志願する県外を含めた中学生（県外を含む。）が安心して進学でき、「個に応じた学力の向上」を図るため、習熟の差が出やすい国語、数学及び英語について習熟度別学習を行っています。しかしながら、学級数の減少に伴い教職員定数も削減され、今後、習熟度別学習が難しくなることが予想されます。これを維持するため、講師の加配が必要であります。

3 よりよい生活環境を目指した寮の改修・整備・運営

県寮は、老朽化が著しく現代の高校生の生活様式に合わせ、プライベート空間が保たれるスペースやよりよい生活環境の中で学習できるよう、学生寮の改修が必要となっております。

また、地元金山町は平成26年度に町寮「若桐寮」を建設し、遠方の入学生を受け入れる対応をしておりますが、町単独で寮の運営・維持管理をしていくことは、大きな負担があり、財政支援が必要であります。

老朽化した寮の状況



【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じるよう要望するものである。

1 個に応じた指導の充実に向けての講師加配について

国語、数学及び英語における講師の加配を継続すること

2 老朽化した寮の改修による入寮生の生活環境の改善について

老朽化した寄宿舎の改修・整備及び土日祝日の運営をはじめとした運営面を改善すること

3 町村が実施している寮対策に対する支援について

寮の運営に関する経費等について、財政的な支援をおこなうこと

【要望の達成による事業効果】

- ・当地域唯一の高等学校の教育環境を整備することにより、入学者の増加が図られ、地域の振興と活性化につながるものである。
- ・県立川口高等学校を志願する中学生が安心して学習し、卒業時に希望通りの就職及び進学が実現するための「個に応じた学力向上」が保証される。
- ・通学困難な遠隔地の生徒が、安心して県立川口高等学校へ入学することができる。

令和2年度要望書

【要望件名】 16 小規模校における教職員等配置について	要望先	国：文部科学省初等中等教育局
		県：教育委員会
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

当地域は、多くの自治体が過疎地域の指定を受けており、出生数の減少に伴い児童生徒数は年々減少しております。そのため、小学校においては複式学級が多く存在している現況にあり、県においては「複式学級の学力向上」のために非常勤講師の加配をいただいているところではありますが、基準に合わない自治体においては、厳しい財政の中で、独自の予算により講師を確保せざるを得ない状況にあります。

事務職員の配置がなされていない学校も存在し、児童及び生徒の健全育成や円滑な学校運営に支障をきたしております。

また、養護教諭の配置されていない学校も存在し、児童及び生徒の身体的・精神的な発育に支障をきたしております。

【複式学級のある自治体】

会津若松市、昭和村、金山町、柳津町、三島町

【事務職員のいない学校のある自治体】

金山町

【養護教諭のいない学校のある自治体】

金山町

【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じるよう要望するものである。

- 1 全ての複式学級へ常勤の講師を配置すること。
- 2 小学校における複式学級編制基準を見直すこと。（2学年あわせて「16人まで」を、1年生を含む場合の基準となっている「8人」に統一して引き下げるなど）
- 3 現在、不在となっている学校へ事務職員を配置すること。
- 4 現在、不在となっている学校へ養護教諭を配置すること。

【要望の達成による事業効果】

- 1 複式学級への常勤講師の配置や学級編制基準の見直しは、複式学級を解消し、少人数学年の経営や教科のきめ細かな年間指導を積極的に行い、児童生徒の学習段階に応じた指導が可能となり、少人数学級の効果が高まる。
- 2 事務職員の配置により、教師がその専門性をいっそう発揮することが可能となり、現在事務を担っている教頭等が本来の職務に専念できるなど、教育環境の充実に大いに寄与するものである。
- 3 養護教諭は、児童及び生徒の健全な発育のためには欠かせない教員であり、その配置にあつて学校教育の充実が図れるものである。

令和2年度要望書

【要望件名】 17 JR只見線の持続可能な運行への支援について	要望先	国：国土交通省鉄道局
		県：生活環境部
	事業主体	

【要望を必要とする地域の現状と課題】

平成23年7月に会津地方を襲った記録的な豪雨により、橋りょうが流失し、会津川口～只見間が不通となっているJR只見線においては、上下分離方式により鉄道で復旧させる方針が取りまとめられ、平成30年6月には全線復旧に向けた工事に着手されたところです。

また、平成30年6月15日には改正鉄道軌道整備法が成立し、復旧にあたっては黒字の鉄道事業者でも国からの財政支援が受けられることとなり、被災した鉄道路線の復旧・復興に向けた追い風となることが期待されます。

このように、JR只見線の全線復旧に向けて一步一步進んでおりますが、上下分離方式の実施により発生する運営経費への財政負担は、地元市町村にとって重く、かつ、長期にわたるものであり、厳しい財政状況がさらに圧迫されることとなり、また、地域のシンボルとして復興した只見線の利活用が図られるためには、沿線自治体に止まらない会津地方全域で取り組む地域振興事業の促進が不可欠であり、持続可能な運行体制の維持が大きな課題となっております。

JR只見線被災の状況



(只見線第6橋梁流出箇所 本名ダム直下)



(只見線第7橋梁流出箇所 金山町上横田)

【要望事項】

会津地域振興のシンボルであるJR只見線が全線復旧した後も、将来にわたって安定的な運行が確保されるよう、以下のとおり地元自治体に対する支援の強化を要望するものである。

- 1 上下分離方式の実施に伴って地元自治体が負担する運営経費について、市町村負担の軽減を図ること。
- 2 只見線の利活用の促進に取り組む地域振興事業等への協力・支援を行うこと。

【要望の達成による事業効果】

会津地域と新潟県を結ぶ広域交通ネットワークの役割を担い、奥会津地域の重要な観光資源となっているJR只見線について、持続的運行が可能となる。

令和2年度要望書

【要望件名】 18 只見川圏域河川整備事業の推進について	要 望 先	国：国土交通省水管理・国土保全局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨の影響で、只見川流域町村は、甚大な損害を被りました。只見川流域は、これまで台風などの豪雨時に、洪水による災害が頻繁に発生し、多くの損害を被ってきました。

只見川圏域河川整備事業により、平成30年に事業対象の全ての町において工事着工されたところですが、近年、全国で多発する豪雨災害の状況を踏まえ、只見川圏域整備計画に基づく未着手箇所を早急な工事着手、整備促進を図る必要があります。

【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じるよう要望するものである。

- 1 人家への被害低減が治水の安全対策上最も優先すべき事業と考えており、被害の大きかった箇所から早期に完成すること。
- 2 大幅な予算増額により河川整備に必要な財源確保に配慮すること。

【要望の達成による事業効果】

災害を未然に防ぐとともに、洪水に対しての安全度が高まることにより、人命と財産を守り、住民の安全で安心できる生活環境が確保されるものである。

令和2年度要望書

【要望件名】 19 只見川における河川護岸の整備について	要望先	国：国土交通省水管理・国土保全局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨では、会津坂下町和泉地内から洲走地内までに至る只見川の水位が急激に上昇し、広範囲に亘り堤防が決壊又は越水して外水氾濫等が発生しました。

このため、家屋の床上浸水や地域の生活基盤である農用地に甚大な被害が発生し、流域住民の生活が大きく脅かされました。

被災した一級河川只見川の堤防、護岸等の早期復旧復興と併せ、堤内地の住宅地、農用地への氾濫防止対策として弱小堤防の護岸補強、嵩上げ及び片門地内の排水機場の設置等が喫緊の課題となっております。



【要望事項】

次の事項について積極的な措置を講じるよう要望するものである。

1 弱小堤防の護岸補強及び嵩上げ

- ①和泉地内－只見川右岸、和泉地内
- ②片門地内－只見川左岸、片門地内
- ③洲走地内－只見川左岸、洲走地内
- ④舟渡地内－只見川右岸、舟渡地内
- ⑤窪倉地内－只見川右岸、窪倉地内

2 排水機場の設置

只見川左岸、片門地内堤内地の住宅地等への内水氾濫防止対策として排水機場を設置すること。

【要望の達成による事業効果】

弱小堤防の護岸補強や嵩上げ及び排水機場の設置等により、河川の氾濫による農地や住宅地の被害を未然に防止し、地域産業・経済の振興並びに地域住民の安全で安心できる生活環境が確保される。

令和2年度要望書

【要望件名】 20 置賜踏切の存続について	要望先	国：国土交通省道路局・鉄道局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

県道浜崎・高野・会津若松線は、会津盆地の中央を縦断し、会津縦貫北道路及び国道121号と並行する縦の動脈であり、住民の生活主要幹線道路として極めて重要な道路であります。

この路線の一部区間については整備完了しておりますが、浜崎集落内を迂回するバイパス区間が未整備であり、道路幅員が狭く、歩行者（特に通学児童）が常に危険な状況にあることや、大型車両は通行不能であることから、交通利便性が著しく悪い状況にあります。

浜崎集落内には2箇所の踏切（置賜踏切・殿松踏切）があり、整備計画では殿松踏切を拡幅整備することとなっておりますが、県とJR東日本との協議においては、この整備に伴い置賜踏切を閉鎖することとしてJR東日本より条件が提示されています。

しかしながら、置賜踏切は日常生活に必要不可欠な踏切であり、閉鎖されれば集落の一部が袋小路となってしまうため、日常生活や緊急時に様々な支障をきたすものであります。

【要望事項】

歩行者の安全及び通行車両の利便性を確保するため、本バイパス工事の早期着手と浜崎地区内の置賜踏切の存続について要望するものである。

【要望の達成効果】

バイパス道路の供用開始により、大型車両が通行可能となり、通行車両等の著しい利便性の向上が図られるばかりでなく、生活用道路として浜崎集落内を通る児童・生徒や一般歩行者の安全・安心が確保されるものである。

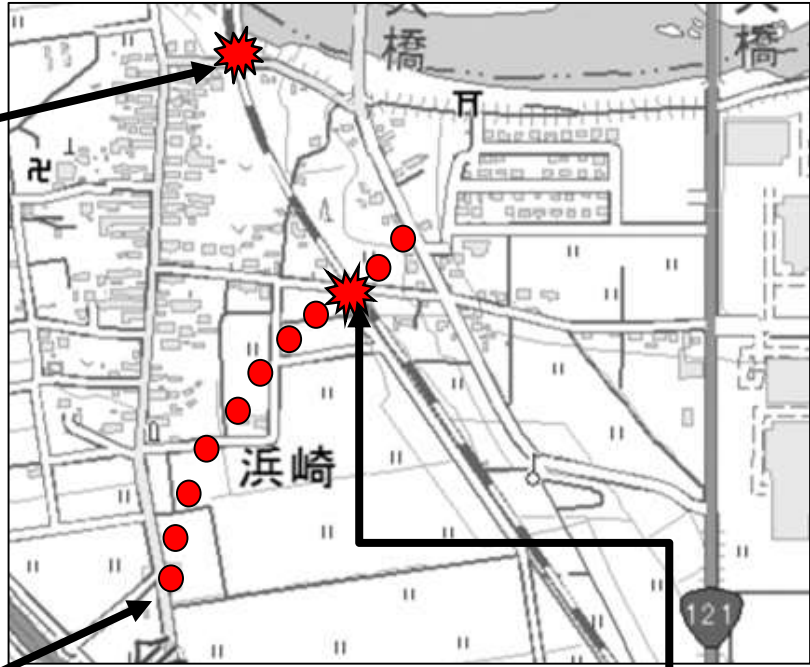
また、置賜踏切の存続は、生活用道路として利用する住民に対し、従来の利便性を確保するものである。



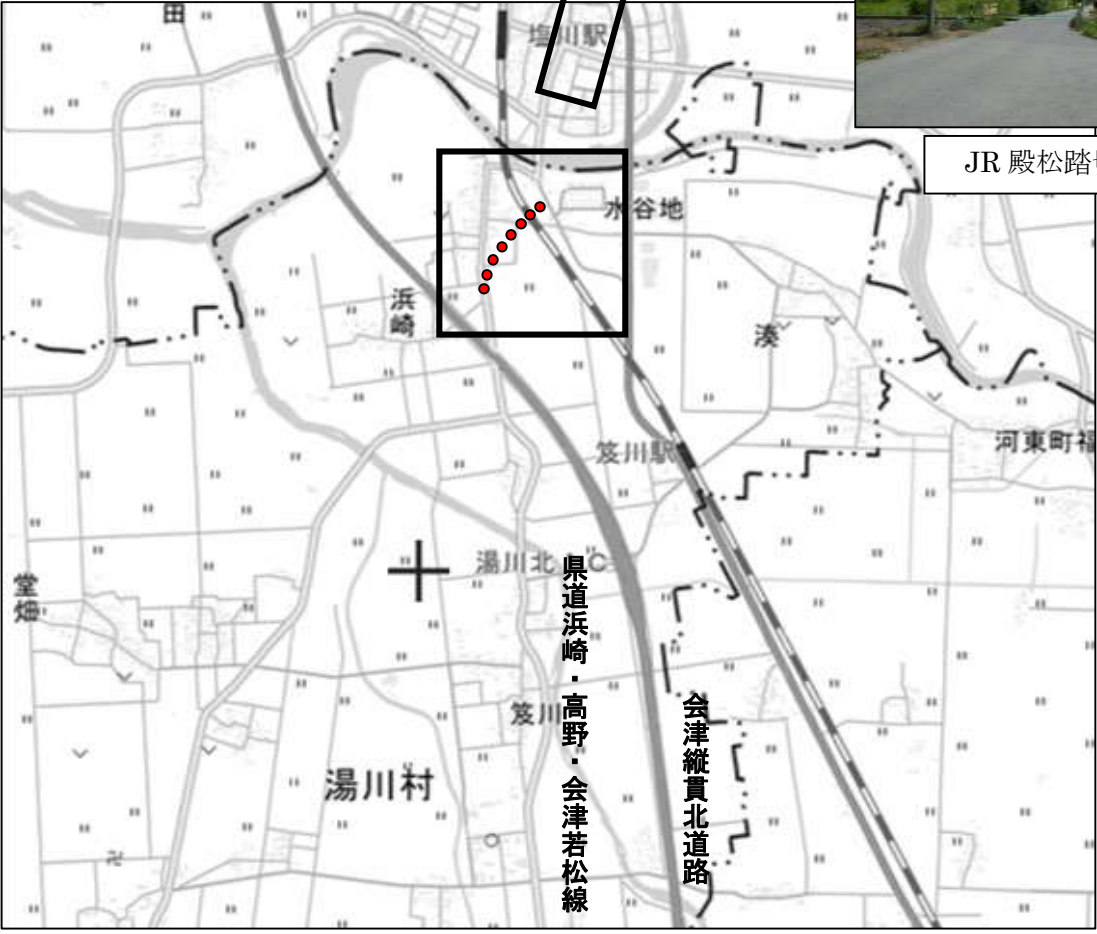
JR 置賜踏切



浜崎集落入口



JR 殿松踏切



令和2年度要望書

【要望件名】 21 会津縦貫道（会津縦貫北道路若松北バイパス・会津縦貫南道路）の整備促進について	要望先	国：国土交通省道路局
		県：土木部
	事業主体	福島県
【要望を必要とする地域の現状と課題】 <p>「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、福島県の地域整備の骨格をなす多極形成軸の一つとして、会津軸を形成する重要な路線であります。</p> <p>磐越自動車道を横軸とし、会津縦貫北道路と会津縦貫南道路が一体となり「会津縦貫道」として広域的な高速交通ネットワークを形成するものであることから、会津縦貫北道路若松北バイパス及び会津縦貫南道路の整備促進は、当地方にとって不可欠な「交流人口の増加・交通の利便性の向上」に加え、会津若松市街地部の著しい旅行速度の低下による慢性的な渋滞の緩和及び事故の軽減、並びに東北地方と関東地方を結ぶ交通の多重性の確保等のさまざまな効果を生み出すことが期待されています。</p> <p>このことから、全線開通後の本路線の真価を最大限に生かすべく、沿線自治体が全力で地域活性化に向けて取り組んでおります。</p>		
【要望事項】 <p>会津縦貫道の早期全線供用に向けて、次の事項について要望するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会津縦貫北道路若松北バイパスについて、整備促進を図ること。 2 会津縦貫南道路について、着手済区間の整備促進並びに未着手区間の早期事業化を図ること。 		
【要望の達成による事業効果】 <ol style="list-style-type: none"> 1 磐越自動車道との縦横一体となった高速交通軸の形成により、会津地域の連帯が強化され、地方の開発・地域振興が図られる。 2 会津若松市街地部の交通渋滞の緩和、事故の軽減、地域住民の生活圏の拡大、磐越自動車道へのアクセス機能の強化が図られる。 3 救急医療施設への傷病者の救急搬送の迅速化等、地域住民の生活安全性が高まる。 4 大規模災害時における緊急輸送路として機能するなど、広域ネットワークの多重性が確保され、災害に強い道路網が構築される。 		

令和2年度要望書

【要望件名】 22 一般国道252号の整備促進について	要望先	国：国土交通省道路局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

本路線は、新潟県と会津地方を結ぶ大変重要な主要国道であります。当該箇所については急カーブが多く、一部はダム上の通行であるなど視距不良となっており、毎年事故が多発しています。

また、一部区間では防雪施設（スノーシェッド）が整備されていますが、施設内は昼間でも暗く、施設の老朽化も進んでいることから、早急なる道路の改築が必要であります。

国道252号の状況



(三島町大字早戸字滝原地内)



(金山町大字本名地内・本名橋)

【要望事項】

下記箇所について早期の整備を要望するものである。

路線名：「国道252号」

- | | |
|----------------------|----------|
| 地区：①三島町大字早戸字滝原地内 | 改築（バイパス） |
| ②金山町大字本名地内（本名バイパス工区） | 改築（バイパス） |
| ③金山町大字中川～水沼地内（水沼工区） | 改築（拡幅） |
| ④三島町～金山町～只見町（冠水区間） | 改築（浸水対策） |

【要望の達成効果】

冬期間も交通の安全が確保され、地域住民の生活環境の向上に資するものである。

令和2年度要望書

【要望件名】 23 一般国道400号及び401号の整備促進 について	要望先	国：国土交通省道路局
		県：土木部
	事業主体	福島県

【要望を必要とする地域の現状と課題】

国道400号は、南会津町、下郷町、昭和村、金山町、三島町、柳津町を経て、西会津町に至る産業経済上重要な路線であります。山岳・急峻地帯をルートとするため、急勾配や狭隘・屈曲箇所が多く、大型車両の相互通行がままならない状況にあります。

国道401号は、会津若松市を起点とし、会津美里町、昭和村、南会津町、檜枝岐村を經由し、群馬県沼田市に至る、生活・産業基盤を支える重要路線であります。豪雪地帯を通るため冬期間には通行不能区間が発生します。

両路線とも重要路線であります。このような状況から地域の活性化と発展を著しく阻害しており、過疎化にも大きな影響を及ぼしていることから、通年の交通確保と狭隘・屈曲箇所の解消が望まれます。

相互通行困難（国道400号）



冬期間の通行不能（国道401号）



【要望事項】

課題を早急に解消するため、下記箇所について早期の整備を要望するものである。

(1) 路線名：「国道400号」

地区：①下郷町(田島バイパス工区)	改築(バイパス)	新規事業
②昭和村大芦地内(舟鼻拡幅工区)	改良(拡幅)	継続事業
③三島町(杉峠工区)	改築(ずい道化)	新規事業
④金山町(坂井工区)	改良(勾配修正)	新規事業

(2) 路線名：「国道401号」

地区：①博士峠(冬期通行不能)	改築(ずい道化)	継続事業
②大芦工区	改築(バイパス)	継続事業
③権現宮踏切	改良(拡幅)	新規事業
④新鳥居峠(冬期通行不能)	改築(ずい道化)	新規事業

【要望の達成効果】

年間通行が可能になれば、地域間の交通ルートが確保され、所要時間の短縮にもつながり、住民生活の安心と安全に大きく貢献するものである。

また、自宅通勤等も可能となり、若年人口の流出抑制や交流人口の増加による地域活性化と過疎化の抑制が図られるものである。

◆ 要望箇所 ◆

